平成二十四年八月二十八日

四十四号)の施行の日から施行する。

成 十 四年八月二十八日

## 目 次

示 (第千五百二十五号)

告

○福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示 (漁業管理課)

## 告 亦

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。 福岡県告示第千五百二十五号

福岡県知事 小

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

Ш

洋

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程 (昭和五十五年一月福岡県告示第百十一号) の 一 部

第六条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

を次のように改正する。

別表一中「第十三条」を「第十四条」に改める。

附 則

の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律 この告示は、 中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業 (平成二十四年法律第

毎週火金曜日 定期発行日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) [作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久 野 印 刷 株 式 会 社 (電話 092-262-5726)

第 三 Ŧ 깯 百二十 рц 号

増

刊

(1)